

一般社団法人 日本応用動物昆虫学会 規程および細則

目次

	ページ
日本応用動物昆虫学会 会員規程	2
日本応用動物昆虫学会 会計及び会費規程	2
日本応用動物昆虫学会 旅費規程	3
日本応用動物昆虫学会 会長候補者意向投票および代議員選挙規程	3
日本応用動物昆虫学会 会長候補者意向投票および代議員選挙細則	4
日本応用動物昆虫学会 理事及び監事の信任投票規程	5
日本応用動物昆虫学会 運営会議規程	5
日本応用動物昆虫学会 大会及び会員総会規程	6
日本応用動物昆虫学会 基金取扱規程	6
日本応用動物昆虫学会 国際交流基金運用細則	7
日本応用動物昆虫学会 編集委員会規程	8
日本応用動物昆虫学会 学会賞および奨励賞授賞規程	8
日本応用動物昆虫学会 ポスター賞授賞規程	9
日本応用動物昆虫学会 論文賞授賞規程	9
日本応用動物昆虫学会 学会賞および奨励賞の選考に関する細則	10
日本応用動物昆虫学会 ポスター賞の選考に関する細則	10
日本応用動物昆虫学会 論文賞の選考に関する細則	11
日本応用動物昆虫学会 選挙管理委員会規程	11
日本応用動物昆虫学会 賞および奨励金等候補者選考委員会規程	11
日本応用動物昆虫学会 学術用語委員会規程	12
日本応用動物昆虫学会 電子広報委員会規程	12
日本応用動物昆虫学会 大会運営委員会規程	13

日本応用動物昆虫学会 会員規程

1. 会員の権利に関してこの規程を設ける.
2. 一般会員は「日本応用動物昆虫学会誌」(以下,「和文誌」という)の配布を受ける。「Applied Entomology and Zoology」(以下,「英文誌」という)についてはオンライン購読の権利を持つ. また, 希望により印刷版「英文誌」の配布を有償で受ける.
3. 学生会員は大学等の学生, 大学院生, 研究生等で, 指導教官による身分証明を受けた者であり,「和文誌」の配布を受ける。「英文誌」についてはオンライン購読の権利を持つ. また, 希望により印刷版「英文誌」の配布を有償で受ける.
4. 海外会員は「英文誌」のオンライン購読の権利を持つ海外会員 (A) と, それに加えて「和文誌」の配布を受ける海外会員 (B) とからなる.
5. 準会員は「和文誌」の配布を受ける準会員 (A) と, 「和文誌」および「英文誌」の2誌の配布を受ける準会員 (B) とからなる.
6. 名誉会員は「和文誌」の配布を受け,「英文誌」はオンライン購読の権利を持つ. また, 希望により印刷版「英文誌」の配布を有償で受ける.
7. 一般会員, 学生会員, 海外会員および名誉会員はその業績を本会の研究発表会または本会の機関誌に発表することができる.
8. 一般会員, 学生会員, 海外会員および名誉会員は会の運営に関する意見を提出することができる.
9. この規程は理事会の議決を経て変更することができる.

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する.

日本応用動物昆虫学会 会計及び会費規程

1. 本会に特定の目的を有する基金を設定できるものとする. 設定した基金は固定資産として管理する.
2. 一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 8 条に定める会員の年会費は以下の金額とする.
 - 1) 名誉会員 免除
 - 2) 一般会員 10,000 円
 - 3) 学生会員 5,000 円
 - 4) 賛助会員 (1 口) 50,000 円
 - 5) 準会員 (A) 12,000 円 準会員 (B) 20,000 円
 - 6) 海外会員 (A) 7,000 円 海外会員 (B) 12,000 円
3. 会員は年会費 (会費 1 年分) を前納するものとする.

4. この規程は代議員総会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 旅費規程

1. 役員、委員並びに理事会が認めた者（以下、役員等という）が、理事会、各種委員会に出席する場合並びに会務のために移動する場合の費用の支給に関してこの規程を設ける。
2. 旅費の支給範囲は以下の通りとする。旅費の支給を必要とする場合には、該当する者は当該会議あるいは業務に先だってその意を理事会に対して伝えなければならない。なお、必要に応じて理事会は出席者の所属機関に出張依頼を行うことができる。

- 1) 理事会
- 2) 委員会
- 3) その他の理事会が認める活動

原則として、学会大会前日に開催する理事会、委員会は旅費支給の対象としない。

3. 旅費は、居住地または勤務地から会議開催地あるいは業務地までの最も合理的かつ経済的な経路の公共交通機関を利用した場合の運賃をもとに下記の通り計算する。
 - 1) 旅費は交通費および宿泊費とする。航空運賃の支給にあたっては、領収書（費用を支払ったことがわかる証明書）の提出を求める。
 - 2) 交通費は飛行機料金、鉄道料金、バス料金（ただし、100 円未満切り上げ）を支給する。
 - 3) 宿泊費は宿泊地が東京都など大都市の場合 1 泊 10,000 円、それ以外の地域では 1 泊 8,000 円を支給する。
 - 4) 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等で、交通費、宿泊費毎の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。
 - 5) 学会事務員に支給する旅費は、日本植物防疫協会の定めに準じて別途計算する。
4. 特別な場合で、本規程により処理できないときは、その都度、理事会が協議して決定する。
5. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 会長候補者意向投票および代議員選挙規程

1. 会長候補者意向投票および代議員選挙は、日本応用動物昆虫学会 選挙管理委員会規程に定める選挙管理委員会がこれを行う。選挙に関する業務は日本応用動物昆虫学会 会長候補者意向投票および代議員選挙細則に定める。

2. 正会員（一般会員及び学生会員）であっても選挙施行年度における会費を納入していないものは選挙権および被選挙権を失う。
3. 開票は公開とする。選挙管理委員会は選挙の結果を当選者に通知し、会員には会報で告知する。
4. 代議員に欠員を生じた場合は次点者をもって補充する。代議員は選出地区から転出しても失格とならない。
5. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 会長候補者意向投票および代議員選挙細則

1. 日本応用動物昆虫学会 会長候補者意向投票および代議員選挙規程 1 項によりこの細則を設ける。
2. 投票ではそれぞれ定数以内の被選挙人を選択する。高得票順に当選者を決め、同票数の場合は年少者を先位する。
3. 会長候補者意向投票と代議員選挙は同時に行う。その結果会長候補者が同時に代議員にも当選し、理事会の決議によって会長に選任された場合には、代議員の当選を無効とし、会長候補者の選出された地区における次点のものを繰り上げて代議員とし、次次点のものを補欠の代議員とする。
4. 代議員の定数は本細則 5 に規定される地区ごとに正会員 30 名に対し 1 名とし、定員数に端数を生じた場合小数点以下第 1 位を 4 捨 5 入する。
5. 代議員の選挙地区は国内 6 地区とし、地区は次の通りとする。会誌の送り先により、選挙人および被選挙人を割り振る。
北海道・東北・北陸地区（北海道，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島，新潟，富山，石川，福井）
東関東地区（茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉）
西関東地区（東京，神奈川，山梨，長野）
東海・近畿地区（静岡，愛知，三重，岐阜，滋賀，京都，大阪，奈良，和歌山）
中国・四国地区（兵庫，鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知）
九州地区（福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄）
6. 各地区の代議員数に基づいて、女性・若手枠を設ける。若手は 40 歳以下（代議員になる年の 12 月 31 日現在 40 歳未満）とする。地域に割り当てられた代議員数を 5 で割った値（小数点以下は切り捨て）を女性・若手枠の数とする。女性・若手枠には女性・若手，どちらを記入しても良い。
7. 女性・若手枠で選出された者が全体の代議員枠でも選出された場合は、全体の代議員枠

から選出されたものとし、女性・若手枠からは次点のものが選出される。

8. 選挙管理委員会は、選挙に際してはあらかじめ被選挙人名簿、選挙に関する日程、投票方法、開票方法、開票の場所を投票日の 30 日前までに会員に知らせなければならない。
9. 次の場合は投票は無効となる。
 - 1) 投票者名が不明なもの
 - 2) 投票期限に間に合わなかったもの
 - 3) 定員をこえて記入されたもの
 - 4) それぞれの有権者名簿にない名前が書かれたもの
 - 5) その他定められた投票方法に従わなかったもの
10. この細則は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この細則は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 理事及び監事の信任投票規程

1. 一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 23 条に基づき代議員総会において理事及び監事の選任の決議を行う際には、理事会の推薦する副会長、理事及び監事候補者について、事前に代議員による信任投票を行い、その結果を参考にして決議を行う。
2. 会長候補者意向投票による当選者はこの信任投票には含めない。
3. 信任投票は日本応用動物昆虫学会 選挙管理委員会規程に定める選挙管理委員会がこれを行う。
4. 投票した代議員の過半数をもって信任とする。
5. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 運営会議規程

- 1 本会に運営会議をおく。
2. 運営会議は、次の業務を行う。
 - 1) 代議員総会並びに理事会の権限に属さない本会の運営に関する事項の審議
 - 2) 日常業務処理
 - 3) その他会長が必要と認めた事項
3. 運営会議の構成は次の通りとする。
 - 1) 議長は、会長とする。
 - 2) 構成員は、副会長のほか、会長が必要と認めた理事、事務幹事、編集委員長等とする。

4. 運営会議の構成員のうち、一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 22 条に定める役員以外の構成員の業務及び選定は次の通りとする。
 - 1) 編集委員長は会誌の編集に関する業務一般を執行する。
 - 2) 編集委員長は副会長と理事の承認を経て、会長が委嘱する。その任期は 2 年とし、重任を妨げない。
 - 3) 編集委員長の任期は 1 月 1 日に始まるものとする。
 - 4) 事務幹事は理事を補佐する。
 - 5) 事務幹事は副会長と理事の承認を経て、会長が委嘱する。その任期は 2 年とし、重任を妨げない。
 - 6) 事務幹事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。
5. 会長は、定期的に運営会議を招集し、議長となって会議の運営に当たる。
6. 運営会議の審議事項は、理事会に報告しなければならない。
7. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 大会及び会員総会規程

1. 一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 39 条及び第 47 条に基づき、大会及び会員総会の運営に関して、この規程を設ける。
2. 大会の開催地は理事会の承認を経て会長が決定する。
3. 大会の運営は日本応用動物昆虫学会大会運営委員会規程に定める大会運営委員会がこれを行う。
4. 会員総会は大会期間中に開催する。
5. 会員総会には大会に参加する全ての会員が出席できる。
6. 会員総会では、会員は理事会及び代議員総会における審議事項等の報告を受ける。
7. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 基金取扱規程

1. 日本応用動物昆虫学会 会計及び会費規程 1 項に規定する基金として、「国際交流基金」および「学術事業安定化基金」を設ける。
2. 「国際交流基金」は一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 3 条に基づき、応用昆虫

学および応用動物学における学術研究の国際的な交流活動を推進することを目的とし、本会会員の国際的な学術集会等への派遣、海外在住の優れた研究者の招聘、国際学会・シンポジウムの開催等の斯学に関する交流を行うために支出する。国際的な学術集会等への派遣者および海外からの招聘者の決定に関しては日本応用動物昆虫学会 国際交流基金運用細則に別に定める。

3. 「学術事業安定化基金」は一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 3 条に基づき、応用昆虫学および応用動物学における各種事業を安定的に継続することを目的とし、出版物の発行、集会の開催、国内における諸学会・機関との連携、広報、社会貢献活動等の事業において通常の事業費のみでは充当できない場合に支出する。
4. これら基金の対象とする事業に関しては代議員総会で審議する。不測の事態により緊急に支出が必要な場合は、理事会の承認に基づき支出することができる。
5. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 国際交流基金運用細則

1. 日本応用動物昆虫学会 基金取扱規程に定めた「国際交流基金」による海外集会への派遣者および海外からの招聘者の決定は以下の手順により決定するものとする。
2. 派遣者および招聘者に交付する補助金の上限等は理事会で立案し、代議員総会の承認を受けて決定する。
3. 交流基金の交付を希望する者は別記様式 1 および 2 によって応募する。但し、本基金による渡航費の支給は、原則として 1 回に限る。(様式 1, 2 ファイル ワード形式/PDF 形式)
4. 派遣者は賞および奨励金等候補者選考委員会(以下、委員会という)が選考し、招聘者は理事会が選考する。
5. 委員会は応募したものの中から派遣する国際集会および派遣者を選定し、会長に答申するものとする。選定にあたっては次の諸点に留意する。
 - 1) 意欲ある研究の奨励に主眼をおき、国際集会等にできるだけ若手会員が出席できるよう配慮すること。
 - 2) 会員歴 2 年以上を有すること。
 - 3) 出席旅費の支弁が困難な会員を優先して選考すること。
 - 4) 派遣者が特定の専門分野の会員に偏しないよう配慮すること。
6. 理事会は招聘者の選考にあたって次の諸点に留意する。
 - 1) 本会が主催または共催する国内の集会において、特別講演あるいは話題提供等を招聘者に依頼することが斯学の発展に有益であると判断されること。

- 2) その他の集会においては、その開催が本会にとくに重要であると判断される学術的な集会であり、ここで中心的な役割を果たす研究者の招聘であること。
- 3) 前項の集会への招聘の前後において、国内各地での講演、ワークショップ、セミナー等の開催が、招聘研究者の参加のもとに企画されていること。
- 4) 招聘研究者が特定の専門分野に偏らないよう配慮すること。
7. 委員会および理事会は、選考の過程および結果について議事録を作成するとともに、代議員総会に報告することとする。
8. この細則は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この細則は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 編集委員会規程

1. 会誌の編集に関する諸業務を行うため、一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 48 条に基づき、編集委員会をおく。
2. 本委員会は編集委員長、和文誌編集責任者、英文誌編集責任者および編集委員をもって構成する。
3. 編集委員は編集委員長が各専門分野から推薦し、会長がこれを委嘱する。
4. 和文誌編集責任者、英文誌編集責任者は編集委員の中から編集委員長が推薦し、会長がこれを委嘱する。
5. 編集委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。任期は 1 月 1 日に始まるものとする。
6. 編集委員会は必要に応じて編集委員長がこれを招集する。
7. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 学会賞および奨励賞授賞規程

1. 一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 4 条に基づき、日本応用動物昆虫学会学会賞（以下、学会賞という）および日本応用動物昆虫学会奨励賞（以下、奨励賞という）を設ける。
2. 学会賞は、応用昆虫学および応用動物学上顕著な業績を挙げた会員にこれを贈る。奨励賞は応用昆虫学および応用動物学の進歩に寄与するすぐれた研究をなし、将来の発展を期待しうる会員（受賞年 12 月 31 日現在 40 歳未満）にこれを贈る。
3. 各年度の授賞は、学会賞 2 件以内、奨励賞 2 名以内とする。
4. 賞は賞状および賞牌および副賞とする。

5. 受賞者は受賞決定後 6 ヶ月以内に受賞対象研究に関する総説を投稿しなければならない。学会賞受賞者は英文で、奨励賞受賞者は和文で書くことを原則とする。
6. 学会賞および奨励賞の選考方法等は日本応用動物昆虫学会 学会賞および奨励賞の選考に関する細則に別に定める。
7. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 ポスター賞授賞規程

1. 一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 4 条に基づき、日本応用動物昆虫学会ポスター賞（以下、ポスター賞という）を設ける。
2. ポスター賞は、日本応用動物昆虫学会大会において、優秀なポスター発表を行った学生会員にこれを贈る。
3. 各年度の授賞は、対象の発表の 1 割程度とする。
4. 賞は賞状とする。
5. ポスター賞の選考方法等は日本応用動物昆虫学会 ポスター賞の選考に関する細則に別に定める。
6. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 論文賞授賞規程

1. 一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 4 条に基づき、日本応用動物昆虫学会論文賞（以下、論文賞という）を設ける。
2. 論文賞は、日本応用動物昆虫学会誌および *Applied Entomology and Zoology* に掲載された論文のうち、優秀な論文の著者にこれを贈る。
3. 各年度の授賞は、上位 2 位までとする。
4. 賞は賞状とする。
5. 論文賞の選考方法等は日本応用動物昆虫学会 論文賞の選考に関する細則に別に定める。
6. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 学会賞および奨励賞の選考に関する細則

1. 日本応用動物昆虫学会 学会賞および奨励賞授賞規程 6 項に基づき、日本応用動物昆虫学会学会賞（以下、学会賞という）および日本応用動物昆虫学会奨励賞（以下、奨励賞という）の選考方法を次のように定める。
2. 学会賞の選考は以下の方法により行う。

代議員は 800 字以内の推薦書に、本学会誌に掲載された論文を 1 編以上含む業績を併記して、学会賞 1 件を推薦することができる。推薦が 5 件を超えた場合は、代議員による 5 件連記の無記名予備投票により 5 位までを候補者とする。代議員は学会賞候補者の中から 2 件を連記して無記名投票する。学会賞候補が 2 件以内の場合、2 件以内を選択して無記名投票とする。得票数の多いものから 2 件以内を受賞者とする。ただし、代議員定数の 1/5 に得票数が達しない場合は失格とする。得票が同数の場合は、決選投票により受賞者を決する。
3. 奨励賞の選考は以下の方法により行う。

代議員は 800 字以内の推薦書に、本学会誌に掲載された論文を 2 編以上含む業績を併記して、奨励賞候補者 1 名を推薦することができる。推薦が 5 件を超えた場合は、代議員による 5 件連記の無記名予備投票により 5 位までを候補者とする。代議員は奨励賞候補者の中から 2 名以内を選択して無記名投票する。得票数の多いものから 2 名を受賞者とする。得票が同数の場合は、決選投票により受賞者を決する。
4. この細則は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この細則は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 ポスター賞の選考に関する細則

1. 日本応用動物昆虫学会 ポスター賞授賞規程 5 項に基づき、日本応用動物昆虫学会ポスター賞（以下、ポスター賞という）の選考方法を次のように定める。
2. 代議員は、各年度の日本応用動物昆虫学会大会（以下、大会という）において、対象ポスター発表のうち優秀なもの 5 件以内を選んで投票する。得票数の多いものから、対象ポスター発表数の 1 割程度の発表者を受賞者とする。
3. 最終的な授与数は理事会において協議の上、決定する。
4. この細則は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この細則は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 論文賞の選考に関する細則

1. 日本応用動物昆虫学会 論文賞授賞規程 5 項に基づき、日本応用動物昆虫学会論文賞（以下、論文賞という）の選考方法を次のように定める。
2. 授賞年度より 4 年前の 1 年間に日本応用動物昆虫学会誌および *Applied Entomology and Zoology* に掲載された会員による論文（総説，原著，短報およびテクニカルノート）を対象とする。
3. 上記のうち、授賞年度の 3 年前および 2 年前の 2 年間における被引用回数が多い論文（上位 2 位まで）の著者に授与する。
4. 授賞決定は授賞年度前年の 9 月に行い、会員資格および被引用回数は、その時点のものとする。また、被引用回数は、Thomson Reuters 社の ISI Web of Science に公表されている値とする。
5. 最終的な授与数は理事会において協議の上、決定する
6. この細則は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この細則は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 選挙管理委員会規程

1. 会長候補者意向投票および代議員選挙，理事及び監事の信任投票，及びその他の選挙に関わる業務を行うため，一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 48 条に基づき，4～6 名の委員からなる選挙管理委員会をおく。
2. 選挙管理委員はこれを理事会が選考し，会長が委嘱する。委員長は委員の互選とする。
3. 委員の任期は 2 年とし，重任は 2 期までとする。任期は 4 月 1 日に始まるものとする。
4. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は 2017 年 3 月 27 日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 賞および奨励金等候補者選考委員会規程

1. 日本農学賞その他各種の賞および奨励金等の候補者を会員の中から選考し，会長に推薦する業務を行うため，一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第 48 条に基づき，賞および奨励金等候補者選考委員会をおく。
2. 本委員会は，各種の賞および学術奨励金に対し，本学会より推薦する候補者および本学会国際交流基金による派遣者を選考する。ただし，学会賞および奨励賞受賞者は授賞規程により選考，決定される。

- 3 本委員会は8名の委員をもって構成する。
- 4 委員は代議員の互選によって選出する。互選のための投票は、日本応用動物昆虫学会 選挙管理委員会規程に定める選挙管理委員会がこれを行う。
- 5 委員長は委員の互選によって決める。
- 6 委員の任期は2年とし、重任しない。任期は4月1日に始まるものとする。
- 7 会長および副会長は委員会に出席し、意見を述べるができる。
- 8 本学会会員は委員会（学会事務所気付）に対して、自薦、他薦とも自由に候補者を推薦することができる。
- 9 委員会は必要に応じて委員長がこれを招集する。
10. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は2017年3月27日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 学術用語委員会規程

1. 応用昆虫学および応用動物学に関する学術用語の適切な使用についての諸業務を行うため、一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第48条に基づき、学術用語委員会をおく。
2. 本委員会は委員長および若干名の委員をもって構成する。
3. 委員長は代議員総会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
4. 委員は委員長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
5. 委員長および委員の任期は2年とし、重任を妨げない。任期は4月1日に始まるものとする。
6. 委員会は必要に応じて委員長がこれを招集する。
7. 委員会は必要に応じて専門委員をおくことができる。
8. 専門委員は委員長の推薦により、会長がこれを委嘱し、会員外の者を含むことができる。
9. 専門委員の任期は、その都度定め、重任を妨げない。
10. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は2017年3月27日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 電子広報委員会規程

1. 一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第48条に基づき、電子広報委員会をおく。本委員会は、本会ウェブサイトの管理運営および会員への広報に関わる問題を審議し、理事会の議決に基づき関連する実務にあたる。
2. 本委員会は、委員長1名と委員若干名をもって構成する。委員長は理事の中から会長が

推薦し、代議員総会の承認を経て会長が委嘱する。委員は理事会の承認を経て、委員長が委嘱する。委員には必要に応じて本会会員以外の者を含むことができる。

3. 委員長および委員の任期は2年とし、重任を妨げない。任期は4月1日に始まるものとする。ただし、ウェブサイトの管理など継続性が必要とされる業務にあたる者は次期委員会との引継の完了時まで、その業務を遂行する。
4. 本委員会の開催は必要に応じて委員長がこれを召集する。
5. 本委員会の活動は適宜代議員総会に報告し、必要に応じてその内容を会報に掲載する。
6. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は2017年3月27日から施行する。

日本応用動物昆虫学会 大会運営委員会規程

1. 大会の運営を行うため、一般社団法人日本応用動物昆虫学会定款第48条に基づき、大会運営委員会をおく。本委員会は、大会を円滑に開催するために、大会ごとに設ける。
2. 本委員会は、委員長1名と委員若干名をもって構成する。
3. 委員長は大会長を務める。また委員長は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。委員長に事故があるときは、理事会の審議を経て交代することができる。
4. 委員は委員長が委嘱する。委員には必要に応じて本会会員以外の者を含むことができる。
5. 委員長と委員の任期は大会終了後の報告が会報に掲載される日までとする。
6. 大会事務局を別途委員長が指定した住所におく。事務局長は委員の中から委員長が指名する。
7. 本委員会は、理事会と密接に連携を保ちつつ、大会の運営に責任を持つ。
8. 本委員会の開催は必要に応じて委員長がこれを召集する。
9. 本委員会の活動は理事会および代議員総会に報告する。
10. この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付則 この規程は2017年3月27日から施行する。